企業の国際化と税制

Buisiness Internationalization and Taxation

戸谷裕之 Hirovuki Totani

I. 国際化と企業課税

国際的規模での情報網・交通網の発達に伴い、より良いビジネス・チャンスを求めて企業は自由に世界中を駆け回っている。このような経済現象は21世紀においても一層活発になることは疑いない。ところがそれに付随して、企業が海外で稼いだ所得を、母国と外国との間でいかに課税するかという非常に厄介な問題が発生する。もしも両国が課税を行うとすれば、海外で稼がれた所得は国内より重い税負担を負うことになる。これは企業の海外進出の大きな足かせとなり、世界経済全体にとって望ましいとはいえない。しかしながら海外での所得を非課税とすれば、企業はすべて国外で事業を行うことになりかねない。あるいは、外国から進出してきた企業に対しては課税しないとすれば、国内企業との競争力の面で、外国企業を著しく優遇する。国家は外国企業にビジネス・チャンスを提供するだけで、その企業からは税を徴収できないこととなる。

税とは本来、社会(国家)の公共サービスを賄うための費用である。経済の国際的な垣根が低くなって来たにもかかわらず、各国が課税と政府サービスの垣根を引き下げないならば、そこに複雑な問題が発生することは容易に予想できよう。しかも国際課税の問題は一国だけで解決できるものではなく、各国相互の協調あるいは合意が不可欠である。ところがそれが課税権という国家が持つ基本的な権限と微妙にからみ合っている。

昨今、国内の税率を引き上げれば企業が海外に脱出するという議論がある。「経済の空洞化現象」と呼ばれるこのような事態は、国民経済にとって望ましくない。あるいは、商社等の大企業はほとんど法人税を支払っていないという事実と、それに対する感情的反発も巷間には存在する。国際課税問題はわれわれ財政学者に与えられた緊急の課題であると言えよう。

以下、本稿の主要な論点を列挙しておこう。まず第1に、外国法人に課税する根拠を検討した後、現行の外国税額控除制度の仕組みと問題点を整理した。その結果明らかになったことは、外国税額控除が完備しているかぎり、経済の空洞化現象は生じにくいということである。すなわち、外国の税率が低いという理由で支店や子会社を海外に進出させたとしても、全世界所得に課税した上で外国で支払った税を税額控除するという現行制度のもとでは、結局わが国の税率で課税されることになる。極端な言い方をすれば、日本人(法人)であるかぎり日本の税からは逃れられない。したがって、わが国の法人税負担率が諸外国と比較して高いという理由で、直ちに空洞化が生じるというほど事態は単純ではない。

第2の論点は、国際課税調整の手段として所得控除方式の再検討である。二重課税を完全

平成2年5月7日原稿受理

大阪産業大学 経済学部

に排除するという立場からは、外国法人税の税額控除方式が望ましいことは言うまでもない。 しかし税額控除方式のもとでは、外国で支払った税は全く自国で支払わないという「租税の 輸出(tax export)」が生じる。世界全体での資源配分の効率性あるいは所得の最大化を図る には、税額控除方式が優れているが、国家レベルでの所得(税収を含む)の最大化を意図し た場合には、所得控除方式の方が優れている。本稿ではこの命題を経済理論的に証明した。

第3の論点は、タックス・ヘイブン税制とその周辺に関連したものである。¹⁾ タックス・ヘイブン(軽課税国)と呼ばれる諸国にペーパー・カンパニーを設置し不当な租税回避が行われていることが指摘された。これらを規制するために昭和53年タックス・ヘイブン税制が、61年移転価格税制が導入されている。しかしこれらの税制はそれほど有効ではなく、タックス・ヘイブン諸国への進出は皮肉にも昭和50年代後半から急激に増加している(図ー9参照)。

Ⅱ. 国際課税調整問題へのアプローチ

1. 外国法人に課税する根拠

(1) 法人税の存在

財政学あるいは租税理論の立場から国際課税問題に接近する場合、最初に外国法人に課税する根拠を整理しておく必要があるだろう。ところが法人税の根拠は、国内法人に対するものでさえ必ずしも明確ではない。伝統的には、以下の4点が考えられよう。²⁾ 第1に、法人税は企業から資本所得を得ている人びとに対する所得税の前取り、すなわち一種の源泉徴収税と考えられる。究極的には企業は個人の集合体であり、企業の所得はその所有者であるところの株主のものである。したがって法人税は配当所得が減少するというかたちで株主が負担することになる。ただし、法人税が所得税の前取りであるならば、個人段階において二重課税の調整が必要となる。現在のところ、この考え方がもっとも有力であり、各国とも法人税と所得税の調整には苦慮している。

第2に、キャピタル・ゲイン税としての法人税の位置づけである。これは企業の内部留保に関連している。企業が利潤を配当に回さずに留保すれば、個人段階での資本所得は生じない。しかしながら内部留保の増加は株式価値の上昇を通じてキャピタル・ゲインを生む。したがって内部留保に課される法人税はキャピタル・ゲイン税と同じ根拠を持つ。

第3は、法人税を応益課税として捉える立場である。企業は法人形態を組織することによって、政府からさまざまな便益を享受している。そこで、法人税は企業に対する行政サービスの対価であるとみなすことができる。第4の根拠は、「法人税は誰が負担するかわからないので望ましい」というものである。企業は法人税を転嫁することによって、その負担を軽減しかつ曖昧にしてしまう可能性がある。したがって法人税は、「企業に恨まれることなく大衆の機嫌をとることができる税」という意味で政治的配慮からもっとも都合のよい税ということができる。

(2) 外国法人への課税

さて、以上の議論から外国法人に対する課税の根拠を検討してみよう。第1 および第2の根拠から派生すれば、外国法人とは株主が外国人であるところの法人であり、これは外国人

- 1) 蛇足であるが、タックス・ヘイブン(Tax Haven)とは「税の避難所」という意味であり、タックス・ヘブン(Tax Heaven)「租税天国」ではない。
- 2) 以下の議論は Stiglitz, J.E. (1986) および戸谷裕之 (1987) による。

株主に対する課税となる。なにゆえ、外国人株主に対して課税する必要があるのだろうか。 税は公共サービスの対価あるいは所得再分配の手段である。外国人株主は直接的には公共 サービスを受けていないし、所得再分配もあくまで国内に限定された概念であろう。したがっ て第1および第2の根拠は外国法人に対する課税の積極的理由とはならない。

しかしながら第3の根拠はある程度の説得力を持つ。外国法人といえども事業を営むかぎ り、その国の政府から直接間接に何らかの便益を享受するはずである。政府から便益を受け ていれば、応分の負担を負う義務が生ずる。

最近では、外国法人のみならず国内法人に対しても、企業課税の根拠を応益説を中心に説明する立場が注目されている。³⁾ 企業を組織することによって、政府から便益を受けるのは株主だけではない。そこで働く労働者、製品・商品を購入する消費者も企業を通じて政府から利益を受けている。たとえば道路が整備されることによって、消費者はよりよい商品をより早くより安く入手することができる。社会資本が充実することによって、労働者もより快適な環境で働くことができるだろう。つまり、企業にまつわる株主、経営者、労働者および消費者が、全体として企業を通して政府から便益を得ており、法人税はその対価であると考えることができる。そうであるならば、外国法人といえども、税を負担する義務からは逃れられないのではなかろうか。第4の根拠である政治的理由については、外国法人についてもあてはまることは否定できない。

さらに以上の議論とは別に、外国法人に課税する根拠として、外国企業を受け入れる国を不利に扱うということがあげられる。一般に受入国には発展途上国が多く、逆に先進国では自国企業が海外に進出することが多い。もしも外国企業に対する課税を主張できないのであれば、発展途上国の受ける打撃は少なからざるものがある。これは国際的な所得再分配という面から問題であろう。

2. 全世界所得と地域所得

前節では外国の企業が自国に進出してきた場合の課税の根拠に関して議論した。それでは次に、自国企業が海外で所得を稼得した場合の、課税上の取扱いについて検討しよう。現在、全世界所得方式(global system)と地域所得方式(territorial system)の二つの方式が考えられている。

前者は、企業が得た所得は世界中どこで稼いだものであれ、すべて課税ベースに含めるというものであり、後者は、外国で稼いだ所得については課税ベースに算入しないという方式である。全世界所得方式のもとでは、国内のみで事業を営むA社と、国外においても事業を営むB社とは(所得が同じであるかぎり)、等しく扱われることになる。すなわち同一国籍の企業はどこで営業活動を行うかについて、税制上の有利不利を受けることはない。この意味においては企業課税の中立性の観点からは望ましいといえる。

しかしながらこの方式では、企業は世界中どこへ進出しようとも自国の税制がつきまとうことになり、その結果、次のような不都合が発生する。企業は母国の税制に永久に支配されるので、X国から来たx社とY国から来たy社とでは同じ国(たとえばZ国)の中で事業を営んでいても、競争力に格差が出てしまう。

地域所得方式のもとでは、母国の税制を切り放すのでこのような格差が生じない。 x 社も 3) ただし、その課税ベースを企業の「所得」とするか否かについては議論の余地が残されている。

y 社も Z 国の税生にのみ従えばよいことになる。しかしながらこの場合、同一国籍で営業活動の地域が異なる A 社と B 社とでの税負担に格差が生じてしまう。どちらの方式がよいかについては、未だ明快な回答は出されていない。加えて、海外に進出した企業に対し、その企業の母国と受入国の双方が課税を主張し合う場合、二重課税についての何らかの調整が必要となる。

Ⅲ、外国税額控除制度とその問題点

1. 外国税額控除の動向

それでは次に外国税額控除の利用状況をみてみよう。表-1 はわが国の内国普通法人に関する外国税額控除額の推移を資本金階級別・業種別に示したものである。そして表-2 は、その減少率(=外国税額控除額/算出税額)を示している。控除額全体の動きは昭和60年の5,260億円をピークに最近では低下傾向にある。減少率でみても58年の4.65%を境に低下し、62年には2.56%となっている。資本金階級別でみれば、100億円以上の大企業と100万円未満の小企業が控除額、減少率のいずれにおいても他を上回っている。これは、大企業においては海外進出のノウハウが完備していること、小企業においては一部のベンチャービジネスの存在が影響していると考えられよう。また、業種別では鉱業、金融保険業、機械工業における外国税額控除の利用が高いことがうかがえる。鉱業については石油・石炭等の輸入に関連して海外への進出が活発であること、金融保険業については「カネ」は容易に世界をかけ巡ることなどが、利用度の高い理由であろう。

これらはそれ自体が問題ではない。海外へ進出する企業が多いほど控除額が多くなるのは当然である。しかしながら、アメリカやイギリスでは外国税額控除による減少率が20%を超え、制度そのものに疑問が投げかけられている。わが国の場合、まだ3%前後にすぎないが、国際化が進み企業の海外進出が盛んになるにつれて、将来、深刻な問題となっていくことは明らかである。

2. 制度の概要

(1) 直接税額控除

国際間の課税調整の問題は、一国の政府のみで決定できることではない。そこで OECD や国際連合がモデル条約を公表し、各国はこれらに基づいて租税条約を作成するとともに自 国の国際課税の方式を確立している。以下ではわが国における外国税額控除制度の仕組みを 概観する。企業が海外に進出する場合、その形態には主に①駐在員事務所、②支店、③子会社の3つがある。通常、駐在員事務所は事業活動を行わないとみなされて、その事務所が所 在する国で法人税が課されることはない。4)したがって、国際的二重課税が問題となるのは、支店や子会社を通じて所得が海外で発生する場合の税制上の取扱いである。

直接税額控除とは、支店が納付した外国法人税や、受取利子・受取配当に対して相手国で源泉徴収された税を、その企業が国内で納付すべき法人税額から直接控除する制度でとある。 ただし、控除額は無限ではなく次式のような一定の算式に基づいて計算した金額(控除限度額)を限度としている。

⁴⁾ 駐在員事務所は恒久的施設(permanent establishment)ではないとされている。しかしながら恒久的施設の判定を巡って、多くの国々で訴訟が行われていることも事実である。

表一1 外国税額控除の動向(金額)

										-				**	単位:百万円
	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年
資本金階級															-
100万円未得	- P	11	15	22	80	217	421	1,551	1,923	2,785	5,948	10,577	15,307	15,730	16,858
田以	m ار	0	0	1	0	9	2	20	56	0	4	0	19	29	2
田以	0	60	12	120	0	571	4	0	0	-	222	099	0	0	0
田以	44	131	229	36	0	181	287	1,290	504	427	143	1,884	775	325	2,843
田以	F 265	343	6	32	193	260	177	294	520	644	301	356	191	780	727
田以	432	698	1,484	1,200	1,523	2,140	1,116	3,550	5,134	3,102	8,811	10,307	6,462	5,004	6,153
億円以	上 1,688	2,608	2,095	6,648	15,127	14,147	15,261	19,834	20,334	20,344	19,105	18,149	18,543	14,417	12,257
田以	E 1,093	1,459	1,690	6,199	7,693	6,625	5,240	8,775	12,867	21,038	23,238	20,780	21,765	28,499	15,272
$\vec{\sim}$	E 54,133	162,185	146,942	183,400	140,756	162,043	289,861	307,815	325,851	361,616	397,220	421,476	463,069	342,694	309,644
√ □	57,663	167,609	152,476	197,661	165,372	186,190	312,374	343,129	367,159	409,957	455,347	484,189	526,131	407,478	363,759
業種															
林水産		110	15	30	88	137	230	570	491	365	531	1,086	629	222	159
	差 26.978	115,530	111,085	122,801	78,684	89,349	203,624	176,395	197,775	149,037	147,416	175,756	145,453	50,351	33.571
景ル	巻 62	148	345	998	1,195	1,187	1,306	1,558	1,285	4,142	5,068	7,278	9,854	7,610	7.869
禁	楼 471	1,518	101	281	239	940	918	1,443	1,925	1,716	4,239	760	1,157	1,262	1,205
H #	专 1,304	2,001	3,290	4,930	4,468	4.217	5,200	9,943	11,863	12,320	10,759	11,870	12,672	14,268	12,007
Н	業 300	957	675	1,824	1,853	3,016	2,062	5,341	4,730	9,450	10,356	11,885	11,296	10,031	9,135
械工	8,332	69,769	5,564	9,015	14,459	21,917	24,637	26,675	41,113	49,239	64,980	70,877	78,898	79,324	57.211
料 品 製 造		828	283	1.031	1,028	873	1,140	1,359	2,176	2,402	2,549	2,935	3,464	3,103	3,670
版印刷	\$11V	82	15	32	41	72	72	103	126	115	143	06	123	148	157
の他の製造		822	337	430	940	3,113	2,686	2,371	4,546	5,261	6,118	5,619	6,722	11,004	2,706
岩	美 10,112	18,830	9,746	22,208	26,504	30,644	30,651	43,635	56,958	74,072	76,508	60,735	75,052	70,843	57,483
光		∞	247	14	15	77	22	166	159	349	188	271	773	498	424
理飲食旅館	秦 18	5	33	∞	20	19	20	29	47	71	108	192	136	150	154
融保險	等 7,718	14,243	18,601	31,011	33,486	28,503	36,986	66,045	37,115	93,274	110,989	112,638	153,551	133,260	143,414
動産	جة 14	6	21	19	16	186	73	198	372	262	297	696	1,232	972	489
輸通信公益事	1,424	2,551	2,116	3,085	2,232	1,697	1,916	5,216	3,775	4,539	6,495	7,231	4,511	5,015	9,444
ا بر بر	G)	125	18	52	24	26	377	531	780	228	2,357	3,423	5,302	3,686	7,770
の他の法	9	10	13	22	79	217	421	1,551	1,923	2,785	5,946	10,574	15,306	15,729	16,857
수 -	57,664	167,609	152,475	197,662	165,372	186.190	312,374	343.129	367.159	409,957	455,347	484,189	526,131	407,476	363,755

表一2 外国税額控除の動向(減少率)

単位:%

	昭和48年	昭和49年	昭和50年	昭和51年	昭和52年	昭和53年	昭和54年	昭和55年	昭和56年	昭和57年	昭和58年	昭和59年	昭和60年	昭和61年	昭和62年
資本金階級															
	1 0.00	0.01	0.01	0.02	0.08	0, 21	0.38	1, 10	1,03	1, 24	2, 51	4, 23	5, 24	6, 25	5, 22
用以		00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	00.00	0,01	00.00	00.00	00.00	00.00	0.01	00.00
田以		00.00	00.00	0.04	00.00	0, 19	00.00	00.00	00.00	00.00	0,15	0, 16	00.00	00.00	00.00
1,000 万 円 以上		0.01	0.02	00.00	00.00	0.02	0.02	0.09	0.03	0.03	0,01	0, 11	0.04	0.02	0, 13
田以		0.13	0,01	0.02	0.09	0.10	0.04	0.06	0, 10	0, 11	0.04	0.05	0.02	0.10	0.08
田以以		0, 11	0,25	0, 17	0.19	0.23	0.09	0,25	0.34	0, 22	0.61	0.62	0.37	0.28	0, 32
億円以		0.37	0,46	1, 14	2, 13	1.82	1,77	1.94	1,95	1,89	1, 73	1,57	1,49	1, 18	0.89
田以		0.48	0.73	2, 22	2, 12	1.62	1,02	1, 42	2, 16	2, 76	3,00	2,44	2.64	3,62	1.86
億用以		14.09	14,49	13,92	8, 55	9.62	14.80	13,05	11,89	12,03	12, 38	10,86	9.59	7,04	5, 73
	1, 26	3, 10	3,64	4, 12	3,06	3, 13	4.26	4.06	4.04	4, 31	4,65	4, 37	4.19	3, 25	2, 56
業種															
林水産		0.88	0, 12	0.18	0.44	0.55	0.82	2, 36	2,37	1,60	2, 57	3, 99	1,61	0.86	0,52
		80, 32	87.79	89, 42	78.77	78, 51	84.69	79, 77	80, 21	75, 42	78, 79	80, 25	79, 49	60.59	50, 19
設		0.04	0.08	0, 21	0, 33	0.28	0.25	0.28	0.18	0.54	0, 73	1.07	1,46	1.00	0.84
維工		1,50	0.26	0.39	0,35	1.34	1,01	1, 39	2,04	1,87	4.50	0,66	1,03	1, 18	1.01
计		0.32	1,06	1,34	0,93	0.79	0.73	1,05	1, 49	1.49	1, 18	1, 16	1, 13	1.34	0.97
劉金瓦工		0, 21	0.36	1,25	0.95	1.45	0.56	0.92	0.83	1, 75	3, 47	3,66	2, 38	2,92	2, 38
械工		1,56	1,34	1, 32	1,83	2, 56	2,40	1,93	2, 77	2, 98	4.01	3,46	3, 12	4, 44	4.00
料 品 製 造		0.44	0.16	0.49	0, 35	0.30	0.39	0.50	0.62	0,72	0.68	0,69	0,85	0.68	0.82
版印刷		0.09	0.02	0,03	0,05	0.06	0.04	0.05	0.05	0.06	0.08	0.04	0.06	0.06	0.07
その他の製造業	0.15	0.27	0.17	0.18	0.34	1, 23	0,65	0, 56	0.94	1, 32	1, 15	1, 10	1, 11	1,87	0,46
光		1.81	1,43	2,88	3, 32	3, 35	2, 55	3, 14	4, 41	5, 75	6, 13	4,46	5, 09	4, 70	3, 62
完		00.00	0, 11	0.01	0.01	0.03	0.02	0.05	0.04	0.08	0.05	0.06	0,15	0.09	0.08
理飲食旅館		0.01	0.01	0,01	0.03	0.02	0.02	0.03	0.05	0.08	0, 11	0,15	0.12	0, 11	0, 11
融保險		2, 83	2, 89	4,99	4.42	3, 50	5, 51	7,89	5, 64	8, 73	7,47	7, 38	8, 72	6.04	4.81
動産		0,01	0,02	0.02	0,01	0, 12	0.03	0.09	0, 15	0, 11	0, 22	0, 33	0.35	0, 19	0.05
輸通信公益事		1, 12	0, 91	1.09	0.54	0, 41	0.37	1,45	0.45	0,66	0.98	08.0	0.43	0,40	0.65
- K -	0.01	0.08	0.01	0.03	0.01	0,01	0, 13	0,15	0, 21	0,12	0,49	0,67	0,83	0.58	1,05
の他の法		0.02	0.02	0.03	0.08	0.20	0.33	1.04	0.99	1.24	2, 42	3,92	4.83	5, 60	4.87
合	1, 26	3, 10	3,64	4.12	3,06	3, 13	4.26	4.06	4.04	4.31	4.65	4.37	4.19	3, 25	2, 56
〈資料〉表-1と同じ															

— 170 —

つまり、全世界所得をもとに算出された法人税額(配当軽課や中小法人の軽減税率などを すべて考慮して算出された額)を、国外所得で按分することによって、控除限度額は求めら れる。これは図-1のように簡略化して示すことができよう。

図-1 外国法人税と控除限度額

なお、海外で支払った法人税が、この限度額を超える場合、その超過分については道府県 民税、市町村民税の順で、順次これらの税額から控除され、さらに控除しきれない額につい ては3年間保留することが認められている。したがって、3年以内に外国法人税の額が控除 限度額より少なくなり控除限度額に余裕が生じた場合に、その余裕額の範囲内で控除するこ とができる。また、外国法人税の額が控除限度額より少ない場合には、その余裕額は同じく 3年間繰越すことが可能となっている。

(2) 間接税額控除

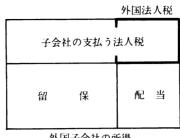
他方、間接税額控除とは、わが国の企業が国外に設立した「外国子会社」から配当や剰余金の分配を受けた場合に、その外国子会社が支払った外国法人税のうち配当等に対応する金額を、外国税額控除の対象とするという仕組みである。この措置は、国外に支店を設置する場合と現地法人(子会社)を設立する場合とで税負担の不均衡が生じないように昭和37年より設けられたものである。子会社が外国で支払った法人税の額は以下のようにして計算される。

図-2から分かるように、これは外国子会社がその国で支払った法人税を、所得に対する 配当の比率で按分したものである。すなわち、外国法人税とみなされるのは、子会社の所得 のうち配当として親会社に支払われる金額に対応した法人税額である。

間接税額控除においても直接税額控除と同様、控除限度額が設けられており、それは以下の式で示される。5)

控除限度額=子会社からの受取配当-(配当に係る外国源泉税額×2)

図-2 間接税額控除における外国法人税の額



外国子会社の所得

なおここで、外国子会社とは発行済株式総数の25%以上を内国法人に所有されている外国 法人をいう。

(3) みなし外国税額控除

発展途上国は自国の経済成長を促進するために、先進国から進出してくる企業に対して税 制上の優遇措置を与えている場合がある。しかしながら、その企業の本国が(先進国が多い) 二重課税排除の見地から厳密に外国税額控除を実施した場合には、これらの優遇措置が相殺 されてしまう。すなわち、発展途上国の減税額がそのまま本国の税収増となり、企業にとっ ては税負担額には変化がなく、発展途上国へ進出するメリットはない。

そこで、租税条約の規定により、発展途上国で軽減された税額については、それを支払っ たものとみなして本国において外国税額控除を行うことができる。これが、みなし外国税額 控除(tax spearing credit)である。現在わが国は36か国と租税条約を締結しているが、そ のうちタイ、マレーシア、ブラジル等14か国との間で、みなし外国税額控除制度が採用され ている。また、みなし外国税額控除は直接税額控除のみならず間接税額控除についても、14 か国のうち多くの国々で認められている。

3. 現行制度の問題点

(1) 国別限度額方式か一括限度額方式か

昭和28年、わが国に外国税額控除制度が導入されたときには、控除限度額の計算は国別に 行われていた。すなわち、2か国以上の外国で事業を行っている場合、各国別に控除限度額 を計算し、その国で実際に支払った外国税額と控除限度額のいずれか少ない方が税額控除の 対象となる。たとえば、ある企業が、わが国よりも実行税率が高い国(A国)と、わが国よ

5) 控除限度額は次のようにして求められる。全世界所得をA、子会社からの受取配当(源泉徴収税額を含 む)をD、外国法人税額をY、源泉徴収税額をWとおき、全世界所得に対するわが国法人税の実効税率 を50%とした場合、外国税額控除は以下の不等式を満たしていなければならない。

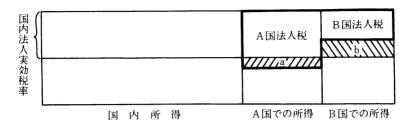
$$Y + W \le 0.5 A \times \frac{Y + D}{A}$$

ここで留意すべきは、外国法人から配当を受け取る際、その配当に対しては所得税が源泉徴収されてい るということである。左辺は外国で支払った法人税額と源泉徴収税額の合計であり、右辺はこの配当に 対しわが国法人税が課された場合に支払うべき税額である。上式を整理すると、

$$Y \le D - 2W$$

となる。すなわち、受取配当から源泉徴収税額の2倍を差し引いた額が、間接税額控除における控除限 度額となる。したがって先に求めた外国法人税額と、受取配当から源泉徴収税額の2倍を差し引いた額 のいずれか少ない方が外国税額控除の対象である。

図 - 3 彼此流用問題



りもそれが低い国(B国)の両方で事業を営んでいる場合には、A国については控除限度額が税額控除の対象となり、B国については支払った外国税額のみが税額控除の対象となる。 国際的二重課税を排除するという本来の趣旨からすれば、この「国別限度額方式」が用いられるべきである。

しかしながら制度が煩雑であるということもあって、昭和37年および41年の改正において「一括限度額方式」が採用されることとなった。これは国外の所得をすべて合算し控除限度額を求める方式であり、「国別限度額方式」と比較すれば計算も簡便であり、企業の海外活動の活発化に対応しているといわれた。

ところが「一括限度額方式」のもとでは、先の例におけるA国の控除超過額(図-3のaの部分)がB国の控除余裕額(同図のbの部分)と相殺され、事実上は税額控除されてしまうことになる。「彼此流用問題」と呼ばれるこのような現象は、高税率国へ進出している企業に、控除枠を広げるためだけに軽課税国や非課税国に投資を行うという誘因を与える。実効税率が日本より高いため控除しきれない外国税額が生じたとしても、わが国がその部分に課税しているわけではない。したがって、この部分についてまで二重課税の調整が必要なのだろうか。慎重に議論されるべき問題である。

(2) 控除余裕額と限度超過額の繰越

ある年度の外国法人税の額が控除限度額よりも少ない場合、その差額である「控除余裕額」は3年間繰り越すことができる。つまり3年以内に高税率国に新たに進出することによって(あるいは現在進出している国の法人税率が高くなることによって)、外国法人税額が控除限度額を上回る場合に、その超過額をそれまでの控除余裕額で相殺することが認められている。逆に、ある年度に「限度超過額」が生じた場合には、これを同じく3年間繰り越すことができる。

先の一括限度額方式によって発生した問題を「横への彼此流用問題」と呼ぶのに対し、余裕額と超過額を年度を超えて繰り越すことから生ずる問題を「縦への彼此流用問題」と呼ぶ。昭和63年の抜本改革において繰越期間が5年から3年に短縮されたとはいえ、国際的二重課税を排除するという目的に照らしてみれば、繰越を認めること自体疑問ではなかろうか。たとえばアメリカやイギリスではこのような繰越は認められていない。

(3) 所得の内外区分

外国税額控除の控除限度額を計算する際に決定的な問題は、国外所得をいかに算出するか ということである。所得の算出はいつの場合も極めて複雑であり曖昧な要素を排除しきれな い。たとえば、国内の本店が国内で商品を仕入れ、海外支店がそれを売った場合には、税法 上は全額国外所得と規定されているが、本店もその収益の獲得に貢献していることに疑う余地はない。⁶⁾ あるいは共通費用をどのような基準で内外に配分するかという点も複雑である。既に述べたように、tax spearing credit のもとでは、外国法人税が事実上課されていない所得も国外所得に含まれる。その結果、制度どおりに計算したとしても国外所得の割合が著しく高くなり、自国の国庫に法人税を納めない企業が現れる可能性がある。

昭和63年の抜本改革においては、国外所得の割合は原則として90%を超えないこと、および外国で非課税とされる所得についてはその2分の1を国外所得から除外することが決められた。

(4) 外国子会社の定義

間接税額控除制度は、内国法人が外国子会社から配当等の支払を受けた場合に適用されるが、この場合の「外国子会社」の定義が各国で異なっている。わが国では、親会社である内国法人によって発行済株式総数(または出資金額)の25%以上を、6カ月以上所有されている外国法人を、原則として、外国子会社と定義している。しかしながら、アメリカ、イギリス、西ドイツ、フランスでは持ち株割合を10%以上とし、しかもアメリカでは曾孫会社まで、西ドイツでは孫会社まで、イギリスでは10%以上であれば無制限に、間接税額控除の適用が認められている。

Ⅳ. 国際課税調整の理論―所得控除方式の再検討―

外国税額控除制度とは、企業が国外で稼得した所得を国内所得と同様に課税ベースに含め、その後、外国法人税を国内で納付すべき法人税額から控除する仕組みであるから、企業はどこの国で事業を行おうとも、同じ額だけ税を負担すればよい。⁷⁾ したがってこれは企業の投資選択に対して中立的であり、世界レベルでの資源配分の効率性を目指したものである。

租税政策上これは非常に重要な基準であるが、自国の観点からみた場合、いささか問題となる。つまり、国内企業の海外進出が盛んになるほど、外国で支払う税が増え、それに対応する額だけ自国の国庫に入るべき税額が減少する。「税の輸出(tax export)」と呼ばれるこのような現象は、国家的観点からは望ましいとは言いがたい。国内で支払った税は公共サービス等を通じて自らに還元される。しかし、国外で支払った税は、その国の人びとの公共サービスの水準を高めるだけで、何の見返りもない。この問題はアメリカやイギリスといった企業の海外進出が盛んな国々においてとりわけ深刻である。

ここに、自国の税収を含めた国家的観点からは、「国外投資の税引後収益率が国内投資の 税込収益率と等しくなるまで、海外投資は行われるべきである」という命題が導かれる。そ してこれが所得控除方式によって達成される。以下では簡単な理論モデルを用いて、税額控 除方式と所得控除方式の両方式を比較してみよう。8)

1. モデルの前提

ある企業の国内での投資額をⅠα、国外での投資額をⅠィとし、前者から得られる利潤額

- 6) 法人税法施行令142条 4 項。
- 7) すでに述べたように、これは「外国法人税の額」が、国内の法人税率に基づいて計算された「控除限度額」より低い場合にあてはまる。外国法人税が控除限度額を超える場合、この超過分についての取扱いは各国で異なっている。
- 8) 以下の議論は Musgrave, R.A., P.B. Musgrave (1980) に基づいている。

を P_d 、後者から得られる利潤額を P_f とする。ここで国内投資による収益率を r_d 、国外投資のそれを r_f とおけば、

$$r_{d} = \frac{P_{d}}{I_{d}}$$

$$r_{f} = \frac{P_{f}}{I_{f}}$$

となる。また、投資の限界収益率が逓減しているとすれば、

$$r_d = r_d (I_d)$$
 $r_d' < 0$
 $r_f = r_f (I_f)$ $r_f' < 0$

と書ける。ここでの問題は一定の投資額を国内と国外とでいかに配分するかという点にある から、

$$\overline{I} = I_d + I_f$$

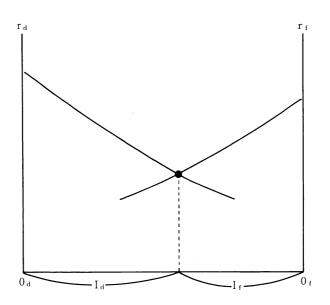
というように、IdとIfの合計は一定と置くことができる。

税が存在しない場合には、国内投資と国外投資の配分は、それぞれの限界収益率が等しくなる点で成立する。すなわち、

$$r_d = r_f$$

が、均衡条件となる。これは、図-4に示されている。

図-4 国内投資と国外投資の均衡



2. 税額控除方式-世界レベルでの効率性-

さてここに税を導入しよう(図-5参照)。国内の税率を t_d 、国外の税率を t_f とする。もちろん、

$$0 < t_d < 1$$

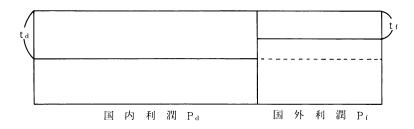
 $0 < t_f < 1$

であり、さらにここで国内の税率が国外の税率より高いと仮定し、

$$t \leq t d$$

とおく。9)

図-5 税額控除方式のケース



税額控除方式が用いられている場合、課税後の国内の収益率 r_d *、国外の収益率 r_f * は、 それぞれ

$$r_{d}^* = \frac{(1 - t_{d}) P_{d}}{I_{d}} = (1 - t_{d}) r_{d}$$

$$r_{f}^{*} = \frac{P_{f} - t_{f} P_{f} - (t_{d} - t_{f}) P_{f}}{I_{f}}$$

$$= \frac{P_{f} - t_{d} P_{f}}{I_{f}} = (1 - t_{d}) r_{f}$$

となる。課税後の均衡条件は

$$r_{d}^{*} = r_{f}^{*}$$

であるから、

$$(1 - t_d) r_d = (1 - t_d) r_f$$

⁹⁾ これはわが国のように法人実効税率が諸外国と比較して高い国についてあてはまる。

より、

$$r_d = r_f$$

と導かれ、これは税の存在しないときの条件と一致する。したがって、「税額控除方式のもとでは、世界的レベルでの資源配分の効率性を達成する」という命題が導かれる。

ここでの重要な論点は、外国税額控除制度が完備しているかぎり税負担の格差が「経済の 空洞化」を引き起こす要因とはならない、という点である。わが国の企業は、世界中どこで 事業を行おうともわが国の税制から逃れることはできない。

3. 所得控除方式―国家レベルでの効率性―

それでは続いて、外国で支払った税を損金算入するにとどめる「所得控除方式」の場合を みてみよう。国内投資の課税後の収益率は、

$$r_{d}^{**} = (1 - t_{d}) r_{d}$$

となる。国外投資の課税後の収益率については、図-6より

$$r_{f}^{**} = \frac{P_{f} - t_{f} P_{f} - t_{d} (P_{f} - t_{f} P_{f})}{I_{f}}$$
$$= (1 - t_{d}) (1 - t_{f}) r_{f}$$

と書ける。均衡条件は

$$r_{d}^{**} = r_{f}^{**}$$

より、

$$r_d = (1 - t_f) r_f$$

図ー6 所得控除方式のケース

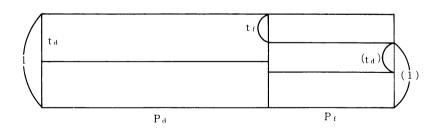
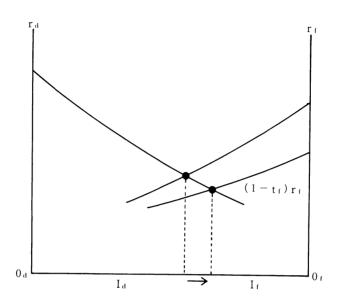


図-7 所得控除方式における均衡



が導かれる。これは、図-7に示されているように、国内投資の税込収益率が国外投資の税 引後収益率に等しいことを意味している。すなわち、所得控除方式のもとでは、国外投資の 税引後収益率は税額控除方式の場合よりも低くなる。その結果、限界的な資本が国外に脱出 するのをくい止め、それによって自国の税収を確保することになる。

国家的観点から投資の効率性を考えた場合、税引後の収益率は同じであっても、税として 自国の政府に向かう収益は損失とはならない。他方、外国の政府に向かう収益は国家的な損 失である。言い換えれば、国内で支払う税は公共サービス等を通じて自らに還元されるが、 国外で支払う税は還元されない。したがってこの還元分を考慮した場合には、国内の税込収 益率が国外の税引後収益率に等しくなる点で投資の配分を行うことが望ましい。そしてこの 基準が「所得控除方式」によって達成されている。

Musgrave, R.A., P.B. Musgrave (1980) は、税額控除方式と所得控除方式について両方式の優劣はつけがたい、と述べている。おそらく、企業や投資家にとっては税額控除方式が好ましく、国内の労働者にとっては所得控除方式が好ましいことになるだろう。世界的レベルの効率性の主張の背後には、公共サービスが世界中に均等に行きわたる、すなわち「世界は一つ」という理想論が横たわっているのではなかろうか。公共サービスの水準が各国の思想や価値観によって様々である現実を斟酌すれば、国家的レベルの効率性を目指した「所得控除方式」の採用も、充分に検討に値しよう。外国税額控除制度の導入は昭和28年であるが、それ以前は外国法人税を損金算入できるだけであった。所得控除方式への切り替えとは文字どおり歴史の逆戻りであるのかもしれない。

V. 国際租税戦略の実態

1. タックス・ヘイブン税制

(1) 導入の背景

外国税額控除制度については、いくつかの問題点はあるものの、それ自身が企業を租税回 避の目的で海外へ進出させる直接の誘因とはなりにくい。最近の国際課税上の焦点の1つは、 タックス・ヘイブンと呼ばれる軽課税国(あるいは地域)に、実態のない子会社を設立し、 親会社の税負担までも軽減しようとする企業が存在することである。

タックス・ヘイブン問題は外国税額控除制度の中の間接税額控除に関連していることに注意する必要がある。先に述べたように間接税額控除のもとでは、海外にある子会社から配当を受けた場合、親会社はその子会社が支払った外国法人税のうち配当等に対応する金額を、外国税額控除の対象とすることができる。そこで、著しく税率の低い諸国に子会社を設立し、そこからの配当を少なくすれば(留保を多くすれば)、非課税に近い所得を子会社にプールできることになる。

もっとも、それを本国の親会社に配当(送金)すれば、即座に本国の法人税が課されることになる。したがってこれは単に、課税を猶予(延期)しているだけであるとみなすこともできよう。しかし、課税を猶予された所得は、その間に収益を獲得することができる。そこで親会社は自らの利益が多い時期には、それらを子会社にプールしておき、自らの利益が少ない時期に配当という形で引き出すことによって、本国で支払う法人税額を操作することが可能となる。Musgrave はこれらの問題をある種の租税回避であるとし「徴収猶予 (deferral)」と呼んでいる。10)

わが国でタックス・ヘイブン問題が明示的に取り上げられたのは、昭和52年12月、税制調査会の答申においてであった。そこでは次のように述べられている。

「近年、我が国経済の国際化に伴い、いわゆるタックス・ヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事例が見受けられる。このような事例は、税負担の公平の見地から問題のあるところであり、また、諸外国においてもこれに対処するための立法措置が講じられていることを考えると、我が国においても以下のような考え方に基づき、昭和53年度において所要の立法措置を講ずることが適当である。

- (イ) いわゆるタックスペイブンに所在する海外子会社等に留保された所得のうち、その持分に対応する部分を親会社の所得に合算して課税することとする。
- (ロ) いわゆるタックスペイブンとしては、法人税が全くないか若しくは我が国法人税に比 しその実効税率が著しく低い国又は国外源泉所得を非課税としている国等を対象とする。
- (ハ) その所得が合算課税の対象となる海外子会社等の範囲については、内国法人又は居住者が全体として発行済株式総数(出資総数)の50%を超える株式(出資)を直接又は間接に保有する海外子会社等とする。ただし、税負担の不当な軽減を防止するというこの制度本来の趣旨にかんがみ、少額の持分を保有するに過ぎない株主は合算課税の対象外とする。
- (二) 正常な海外投資活動を阻害しないため、所在地国において独立企業としての実体を備え、かつ、それぞれの業態に応じ、その他において事業活動を行うことに十分な経済合

¹⁰⁾ Musgrave, R.A., P.B. Musgrave (1980), p.773. (『マスグレイブ財政学』第 ||巻 p.940)

理性があると認められる海外子会社等は適用除外とする。

以上を基本的な考え方として、当面必要な立法措置を早急に講ずることとし、今後、我が国企業の海外進出の実態に即しつつ、さらに本措置の一層の整備を図っていくことが必要であろう。」

これを受けて昭和53年度より、いわゆる「タックス・ヘイブン税制」が実施されることとなった。¹¹⁾ その要旨は、わが国の企業がタックス・ヘイブンと呼ばれる国々に実態のない子会社を設立した場合、子会社の留保金額を親会社の課税所得に含めてわが国政府が課税するというものである。間接税額控除のもとでは、子会社に留保されている部分に対しては課税されなかったが、これ以降、タックス・ヘイブンにおけるペーパー・カンパニーの所得は、わが国で課税されることとなった。

(2) タックス・ヘイブン税制の問題点

タックス・ヘイブン税制に関する問題点は2つにまとめることができる。第1はタックス・ヘイブンと呼ばれる国あるいは地域をどのように定義するかということ、第2は子会社の範囲をいかに定めるかということである。まず、タックス・ヘイブンの要件としては、一般に①政治的・経済的に安定していること、②為替管理等が存在しないこと、③法人の設立・運営・精算のいずれもが容易であること、④企業登録や財務情報の公開等を要請する法令が存在しないこと、⑤銀行秘密および商業秘密等を容認すること、⑥出入国が自由であり通信手段が充実していること、などがあげられる。120 しかし、具体的にどのような国をタックス・ヘイブンとして指定するかについては、各国間で共通のルールがあるわけではない。

わが国の場合、タックス・ヘイブンすなわち軽課税国は大きく3つに分類されている。すなわち、「全所得軽課税国」、「国外源泉所得軽課税国」および「特定事業所得軽課税国」であり計41か国に上っている。「全所得軽課税国」とはその国の法人税等が低い国および地域であり、バハマ、ケイマン諸島、香港、マカオ、ニューカレドニア等、19カ国が指定されている。「国外源泉所得軽課税国」とは、国外で稼いだ所得に対しては非課税あるいは極めて低い課税しか行われない国である。そこで、ここに子会社を設立し、その子会社がさらに別の国で事業を行った場合には、著しく税負担が軽減されることとなる。現在、コスタリカ、パナマ、セントヘレナ、ウルグアイ、ソロモンの5カ国が国外源泉所得軽課税国と指定されている。

「特定事業所得軽課税国」とは、特定の事業に対してのみ、軽課されている諸国であり、現在、17カ国における23の事業がこれに該当する。たとえば、リベリアにおける船舶や航空機の運航・貸付または売買に係る事業については、原則として非課税である。¹³⁾ また、スイスにおけるホールディング・カンパニーの事業については連邦税が課税されても最高9.8%であり、ほとんどの州および市町村では免税とされている。¹⁴⁾

タックス・ヘイブン税制の対象となる「特定外国子会社」とは、発行済株式総数の50%超

- 11) 正式には、租税特別措置法第66条の2「内国法人に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入」である。
- 12) 川田剛 (1989),p.156参照。
- 13) ただしリベリア国内での運航については課税される。
- 14) ホールディング・カンパニー (Holding Company) とは、他の法人への参加から利益を得ることを専ら その目的とする法人であり、秘法等によって定められている。

がわが国の株主によって直接・間接に保有されている外国法人(これを外国関係会社という)で、なおかつ軽課税国に所在するものと定義される。また、この税制の適用を受ける内国法人は、特定外国子会社の発行済株式総数等の10%以上を直接・間接に所有している法人である。

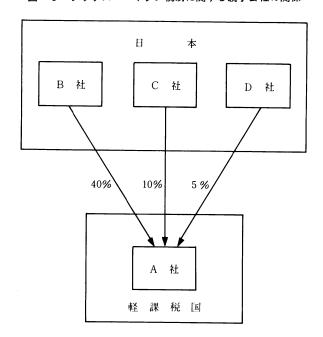


図-8 タックス・ヘイブン税制に関する親子会社の関係

図-8を参照されたい。軽課税国に所在するA社は、わが国の国内法人B社、C社および D社によって、発行済株式総数の40%、10%、5%をそれぞれ保有されている。日本の株主 が合計で50%を超えるので、A社は特定外国子会社となる。さらに、B社、C社はそれぞれ 10%以上のA社株式を所有しているので、その持ち株比率に応じてタックス・ヘイブン税制 の適用を受けることになる。しかしながらD社は、10%未満の保有のため、この対象とはならない。

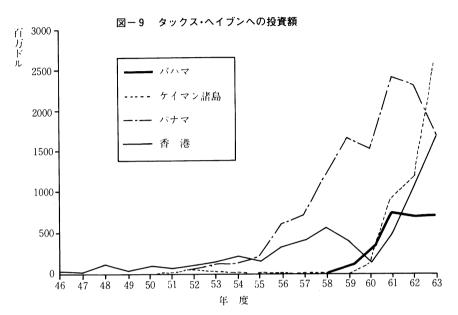
(3) タックス・ヘイブンへの投資額

タックス・ヘイブン税制がわが国に導入されたのは、昭和53年のことであった。その結果、企業が軽課税国へ進出するメリットは制度的にはほとんど無くなったように思われる。しかしながら、図-9からうかがえるように、タックス・ヘイブン諸国への投資額はむしろ昭和50年代の後半から著しい増加を示している。たとえばケイマン諸島への投資額は58年度の50万ドルから63年度には26億ドルへと、わずか5年間に約5,000倍に膨らんでいる。15)

もち論、これらの国々への投資がすべて租税回避を狙ったものであるとはいえない。くわえてこの期間にわが国の全世界への直接投資額も増加しているから、タックス・ヘイブン諸国を含めて世界的に海外進出が活発になっただけであるということもできよう。しかしなが

¹⁵⁾ 同図は、わが国の対外直接投資額の推移を表したものであるが、ここにいう対外直接投資とは、「投資 先の事業を継続的に経営支配(または経営参加)することを目的として、海外子会社の設立や既存外国 企業の買収・海外企業への出資参加やこれらの企業に対する長期の金銭の貸付・海外支店等を設置する こと」と定義されている。大蔵省『財政金融統計月報』(対外民間投資特集)より抜粋。

ら、全世界に対する直接投資額の増加のスピードはタックス・ヘイブン諸国に比べれば緩やかであること(58年度から63年度にかけては81億4,500万ドルから470億2,200万ドルへと5.8倍である)、タックス・ヘイブン諸国へ進出している企業の大部分が金融・保険業であることを考えれば、タックス・ヘイブン税制がそれほど有効でないと言わざるをえない。



〈資料〉大蔵省『財政金融統計月報』対外民間投資特集(各年版)より作成

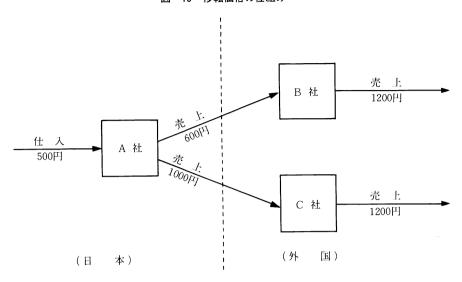
2. 移転価格税制

国際課税調整に関して注目すべき今一つの論点は「移転価格(transfer price)」の問題である。移転価格とは、企業グループ内の財・サービスの取引における価格のことであるが、売り手と買い手が異なる国に所在する場合、その価格の設定のしかたによっては、一方の所得が著しく縮小し、他方の所得が過大に膨張するという現象が生じる。その結果、所得が縮小した企業の国では、税収が減少し、課税権が侵害されることになる。

たとえば、わが国の企業A社が500円で仕入れた商品を、海外の子会社B社に600円で販売し、A社とは無関係のC社には1,000円で販売したとしよう。そしてB社とC社はその商品を1,200円で販売したとする(図-10参照)。前者の場合、A社の所得は100円、B社の所得は600円となる。しかしA社が、C社に対してしたようなノーマルな価格1,000円でB社に販売していれば、A社の所得は500円、B社の所得は200円となる。A社とB社を合わせた所得700円には違いがないが、本来わが国で課税されるはずの所得400円分が海外に流出していることが分かる。そしてこのB社がタックス・ヘイブンのような軽課税国にあるような場合には、グループ全体としての税負担を軽減することが可能となる。

「価格」というものは売り手と買い手が競争関係にある場合にのみ、社会的にみて有効に機能する。このような問題に対処するため、昭和60年12月税制調査会は次のような答申を行った。

図-10 移転価格の仕組み



「近年、企業活動の国際化の進展に伴い、海外の特殊関係企業との取引の価格を操作することによる所得の海外移転、いわゆる移転価格の問題が国際課税の分野で重要となってきているが、現行法では、この点についての十分な対応が困難でありこれを放置することは、適正・公平な課税の見地から、問題のあるところである。また、諸外国において、既に、こうした所得の海外移転に対処するための税制が整備されていることを考えると、我が国においても、これら諸外国と共通の基盤に立って、適正な国際課税を実現するため、法人が海外の特殊関係企業と取引を行った場合の課税所得の計算に関する規定を整備するとともに、資料収集等、制度の円滑な運用に資するための措置を講ずることが適当である。」

これを受けて昭和61年4月より、「わが国の法人が国外関連者と取引を行う際、その対価が独立企業間価格と異なることにより課税所得が減少する場合に、その取引が独立企業間価格で行われたたものとみなして所得の計算を行う」という措置がとられることとなった。¹⁶⁾ ここに言う国外関連者とは、①2つの法人のいずれか一方が他方の法人の発行済株式総数の50%以上を直接間接に保有する関係(親子関係等)、②2つの法人が同一の者によって、それぞれ発行済株式総数の50%以上を直接間接に保有されている関係(兄弟関係等)、および③いずれか一方の法人が他の法人の事業計画等を実質的に決定できる関係にある者である。また、独立企業間価格とは、国外関連者との取引を非関連者と行ったとした場合に、その非関連者との間で成立するであろう価格をいう。

昭和53年タックス・ヘイブン税制が実施され、61年には移転価格税制が導入されたことによって、国際課税の間隙を縫った租税回避行動の幅はかなり狭められているということが、少なくとも制度的には認識できる。しかしながら先に見たように、タックス・ヘイブン諸国への投資額は、これらの税制とは無関係に激増している。国際課税における租税回避問題は、税務当局と企業との「知恵くらべ」といった側面があり、実態の把握とそれに対する速やかな措置が期待される分野である。

¹⁶⁾ 租税特別措置法第66条の5「国外関連者との取引に係る課税の特例」。

3. ユニタリー・タックス問題

国際課税の実態についての第3として、ユニタリー・タックスの問題をあげることができよう。これはわが国企業の海外進出(とりわけアメリカの進出)が盛んになるにつれて頻繁に議論されるようになった問題である。ユニタリー・タックスとは、アメリカ合衆国における州法人税の課税ベースの算定方法であり、たとえばカリフォルニア州では、州内所得を以下の算式で計算している。

すなわち、自国(自州)に進出してきた企業の州内所得を、その企業の全世界所得に、売上、資産および従業員の比率を反映させて求めようというものである。元来、ユニタリー・タックスはアメリカ国内の州法人税の配分手続きとして1920年代から用いられてきた。その後、多くの外国企業がアメリカに進出するに伴い、1940年代から世界的レベルでのユニタリー・タックスの採用が論議されるようになった。そして1970年代にはいって、カリフォルニアをはじめオレゴン、アラスカ、コロラド等11州が世界的ユニタリー・タックスを実施することになる。

このような措置がとられた背景には、アメリカに進出した企業の多くが赤字企業であり、連邦政府のみならず州政府も事実上課税できないという事態が生じたことがある。内国歳入庁の調査によると、在米外国系企業は1986年に全体で5,000億ドル以上の売上がありながら、15億ドルの赤字を申告した。さらに、アメリカには外国資本が50%以上を占める企業が3万7,000社あるが、納税をしているのはわずか43%に過ぎず、純粋なアメリカ企業ではこの割合が56%である。¹⁷⁾

そして以上のような批判の矛先の多くが、事実上わが国に向けられている。しかしながら、国際課税に関する決定を一国でしかも州のレベルで行うというのも、いくら州の権限が強いアメリカとはいえ、いささか問題が残るのではなかろうか。現に、イギリスでは「アメリカ諸州のユニタリー・タックスは租税条約に反するものである」との批判もなされている。¹⁸⁾国際課税調整は一国レベルで解決できる問題ではない。

VI. 結語

21世紀を10年後にひかえ、経済の国際化はいっそう進展することが予想される。その際に生じる国際課税調整の問題をわれわれは避けて通ることができない。にもかかわらず、この分野の研究や議論が十分にはなされていないことも事実であろう。制度についての理解や実態の把握が不足しているため、ある側面だけがいたずらに誇張され批判されるのは、問題をいっそう混乱させるだけである。最初に述べたように、本稿の目的の一つはこれらを整理することであった。しかしながら国際課税問題は研究者の極めて立ち入りにくい領域である。たとえば本稿では、タックス・ヘイブン税制が有効でないという事実は示せたが、その理由は何かというもっとも興味深い問題は未解決である。そこには節税専門家と微税当局の熾烈

¹⁷⁾ 日本経済新聞平成2年3月29日版より。

¹⁸⁾ Pointon, J., D. Spratlay (1988), pp. 314-315.

な争いがあるに違いない。くわえて国際課税は一国だけの問題ではなく、世界各国が相互に 多角的に検討し協調すべき問題である。たとえばタックス・サミット等の本格的な開催が待 たれる所以である。

〈参考文献〉

Glautier, M.W.E., F.W. Bassinger (1987) A Reference Guide to International Taxation, D.C. Heath and Campany.

羽床正秀編 (1988) 『移転価格税制』 大蔵財務協会.

石弘光 (1989)「国際課税の現状と問題点」(総合研究開発機構『長期的な税制のあり方に関する研究』第4章)。

川田剛(1989)『国際課税の基礎知識』税務経理協会.

小松芳明編著(1989)『遂条研究日米租税条約』税務経理協会。

黒田東彦編(1989)『国際課税Ⅰ─外国税額控除制度─』税務経理協会.

McDaniel, P.R., H. J. Ault (1989) Introduction to United States International Taxation, 3ed., Kluwer Law and Taxation Publishers.

村上睦 (1987) 「移転価格税制の導入とそのインパクト」 『日本財政学会年報』.

Musgrave,R.A.,P.B.Musgrave (1980) *Public Finance in Theory and Practice*, 3ed.,McGraw-Hill. (木下和夫監修大阪大学財政学研究会訳 (1984) 『マスグレイブ財政学―理論・制度・政治―』有斐閣.)

中里実 (1990)「Tax Haven の利用形態―研究ノート」, 税研 Vol.5, No.29. 日本税務研究センター.

OECD (1987) International Tax Avoidance and Evasion.

Pointon, J., D. Spratlay (1988) Principles of Business Taxsation, Oxford.

Rosen, H.S., (1988) Pubric Finance, 2ed., Irwin, Inc.

Stiglitz, J. E., (1988) *Economics of The Public Sector*, 2ed., W. W. Norton&Company. (藪下史郎訳 (1989) 『公共経済学』下巻 マグロウヒル.)

武田昌輔編著『コンメンタール法人税法・租税特別措置法』第一法規,

戸谷裕之(1987)「法人税―その構造と負担」(橋本徹・山本栄―編『日本型税制改革』第6章.) 有斐閣. 牛鳴正(1990)『租税の政治経済学』有斐閣.

〈参考資料〉

国税庁『税務統計から見た法人企業の実態』各年版.

大蔵省『財政金融統計月報』(対外民間投資特集) 各年版.

財政研究所編(1983)『項目別税制調查会答申集』財経詳報社.

〈付記〉

本稿は平成元年度大阪産業大学産業研究所特別研究費による成果の一部であることを付記して感謝する。 さらに本稿の資料収集にあたり、中井英雄先生(近畿大学商経学部)より適切なアドバイスを受けた。ここに感謝する。